

新（改定後）

建設業許可の手引き

令和 7 年 7 月改定版

宮城県土木部

- 4 請負契約を履行するに足る財産の基礎又は金銭的信用を有していること。（法第 7 条第 4 号（一般建設業）、法第 15 条第 3 号（特定建設業））

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上あること。 「自己資本」とは 法人の場合：純資産合計額 個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額 ロ 500万円以上の資金調達能力があること。 「資金調達能力」とは 担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力 （提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等（申請受理前 1 か月以内のもの）） ハ 許可申請直前の過去 5 年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績があること。 ※ <u>新規に許可を受けてから初めての更新では、建設業の継続について申立書の提出があり決算変更届により確認できれば5年間の実績とみなすことができる。</u>	倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において次の全ての要件に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。 ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能（増資後の登記事項証明書を添付すること） 二 自己資本の額が4,000万円以上であること。 ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。 ※ 決算期を変更すれば財産の基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付）

旧（改定前）

建設業許可の手引き

令和 7 年 2 月改定版

宮城県土木部

- 4 請負契約を履行するに足る財産の基礎又は金銭的信用を有していること。（法第 7 条第 4 号（一般建設業）、法第 15 条第 3 号（特定建設業））

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上あること。 「自己資本」とは 法人の場合：純資産合計額 個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額 ロ 500万円以上の資金調達能力があること。 「資金調達能力」とは 担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力 （提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等（申請受理前 1 か月以内のもの）） ハ 許可申請直前の過去 5 年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績があること。 ※ <u>新規に許可を受けてから初めての更新では、申請日時時点で許可年月日から起算して5年に満たないため、この要件によることはできない。イ又はロによることが必要。</u>	倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において次の全ての要件に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。 ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能（増資後の登記事項証明書を添付すること） 二 自己資本の額が4,000万円以上であること。 ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。 ※ 決算期を変更すれば財産の基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付）

新（改定後）	旧（改定前）
（注４）確認資料「財産的基礎の確認資料」について ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。 ・更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。 ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。 ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認 →許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照」により確認。 ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認 →「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」 ※申請受理前１か月以内のものにより確認。 ③「直前５年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。 →詳細はP21を御覧ください。	（注４）確認資料「財産的基礎の確認資料」について ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。 ・１回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。 ・２回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。 ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。 ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認 →許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照」により確認。 ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認 →「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」 ※申請受理前１か月以内のものにより確認。 ③「直前５年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。 →詳細はP21を御覧ください。
-29-	-29-